

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和4年12月22日（木）
午後1時33分～午後2時12分
場 所：防災コミュニティーセンター205会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、村松社会教育課長、小清水学校教育課副課長
露木学校教育課副課長、川瀬図書館長、飛田美術館長、石井指導主事
西山社会教育課スポーツ振興係長、小田主任主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

本日、山田委員はオンラインによる出席となります。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和4年湯河原町教育委員会12月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、西山委員、山田委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件(1)議決事項 議案第26号 令和4年度湯河原町教育支援委員会(臨時)結果についてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。議案第27号 令和4年度湯河原町教育支援委員会(臨時)結果についてにつきましても、個人情報を含む案件でございます。(2)協議事項 協議第25号 令和5年度湯河原町教育委員会基本方針(案)についてにつきましては、未成熟で未確定な要素を含む案件でございます。以上3件の会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和4年11月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和4年11月教育委員会定例

会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

小清水学校教育課副課長 令和4年11月教育委員会定例会議事録につきまして、変更・追加等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和4年11月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和4年11月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第28号 町立湯河原美術館条例施行規則の一部改正について

菅沼教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第28号 町立湯河原美術館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

飛田美術館長 議案第28号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第28号 町立湯河原美術館条例施行規則の一部改正について説明)

・町議会において、美術館駐車場に設置の急速充電器に係る使用料の条例の一部改正が可決され、供用時間及び免責事項を要綱から規則に規定するため、規則に改正を要するもの

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。経緯について、最初からもう一度お願いします。

飛田美術館長 お手元の資料の2ページ、新旧対照条文をご覧ください。その中の第4条第2項でございますが、「美術館の駐車場に設置されている電気自動車のための急速充電器の供用時間は、通年の午前0時から午後12時までとする」というものを、要綱から規則の方に規定させていただきました。

菅沼教育長 そのことではなくて、今度、町が使用料を徴収しなければいけなくなった根本的なことを、もう一度説明してください。

飛田美術館長 失礼いたしました。平成27年に、旧観光会館前に電気自動車用の急速充電器を設置させていただきました。その設置から8年間につきましては、維持権利金という電気使用料相当額、急速充電器に係る保守料金に相当する額がもらえていたわけです。そして、令和5年1月15日に8年を迎えます。それまでの分につきましては、維持権利金ということでお金をもらえていましたが、令和5年1月16日以降はその維持権利金がもらえなくなるため、使用料を条例に規定して、使用料について利用者からもらうというようなものでございます。

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第28号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 町立湯河原美術館電気自動車用急速充電器利用要綱の廃止について

菅沼教育長 次に、議案第29号 町立湯河原美術館電気自動車用急速充電器利用要綱の廃止についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めます。

飛田美術館長 議案第29号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第29号 町立湯河原美術館電気自動車用急速充電器利用要綱の廃止について 説明)

- ・急速充電器に係る使用料の条例の一部改正の可決に伴い、当該要綱を条例及び規則に規定するに当たり、当該要綱が不要となるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第29号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第26号 令和5年度就学援助制度のお知らせ(案)について

菅沼教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第26号 令和5年度就学援助制度のお知らせ(案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

小田主任主事 協議第26号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第26号 令和5年度就学援助制度のお知らせ(案)について説明)

・対象世帯、支給額、支給方法、提出書類 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

貴田委員 特別支援教育就学奨励制度についてですが、支給額の表の所得区分2について、令和3年度は交流学习交通費が、実費の4分の3の額という実績だったと思います。今回は令和4年度分の実績として、実費全額払いますよとなっております。令和5年度については、こういった変更もあり得るということなんでしょうか。

小田主任主事 申し訳ございませんが、内容について、確認させていただく時間をいただいてもよろしいでしょうか。

菅沼教育長 確認をしてご報告いたします。あくまで、この辺の基準を変えるときには、定例会に諮らなければいけないんです。この用紙は、いつ配るんですか。

小田主任主事 このお知らせにつきましては、来年度小・中学校に就学予定のご家庭に対して、1月下旬に各学校で行われる新入学説明会の際での配布を予定しております。

また、在校生のいるご家庭につきましては、校長会にかけたあと、学校を通じて、2月中旬に一斉配布する予定です。

菅沼教育長 小学校新1年生のお子さんには、これとは違う形で、健康診断の時にすでに1回配っていると思いますし、入学説明会でもらった小学校新1年生のお子さんについては、4月14日までに申請すればいいと思っている可能性があります。新入学用品費だったら、もし漏れていたら、いますぐに出さなければいけない。最終的な締め切りは4月14日でもいいんですが、その辺の標記をしてあげないと、丁寧な説明にならない

と思いますよ。新入学用品費はあくまで入学前に支給するというを基本にやってきましたから。

それから、修学旅行費の支給は、基本的に7月なんですよ。実施後は実施後なんだけど。たまたま近年、修学旅行が5・6月にできないから、1月とか2月とか3月に支給してるんだけど、普通は5・6月に修学旅行を実施するから必ず7月に支給してるんです。こういう標記の仕方をすると、小学校が6月に実施したら、6月にももらえるものだと思ってしまう。その辺を考えてください。

それから、提出先を通学する学校にということについても、言っている意味はわかるんだけど、新入学生はまだ通学していない。

それから、対象世帯についてですが、「前年の収入の額」とありますが、「前年の所得の額」じゃないですか。収入と所得は違いますよ。

それから、要保護世帯の対象に、生活保護世帯が抜けています。これだと準要保護世帯しか標記されてない。

委員の皆さん、他に何かございますか。この資料が間違っているということではなくて、概ね合っているんですが、新1年生のお子さんがこれをそのまま読むと、4月14日までにしつぱいいのかなと思う。新入学用品費以外はいいいんですけど、新入学用品費はあくまで入学前に、小・中学校とも支給しようということでやっていますので。新入学用品を購入する前に支給されていれば、保護者が助かるでしょうということです。それで新たに2月末頃というのを設けたんです。

それでは、申し訳ありませんが、次の定例会が1月31日で、その前に新入学説明会がありますので、事務局で責任を持って直ささせていただいて、その際に配らせていただきたいと思います。

西山委員 1つだけ気付いたことがあるんです。こういうお知らせというのは、あまり上から目線で支援してやるぞというのはよくないかなと。そういう意味で、提出期限のところに、「期限厳守」という言葉を使っていますけど、ちょっと強いような気がしますので、「いついつまでにお出してください」というような標記の方がいいような気がしますね。「厳守」というと冷たい感じがします。もちろん、様々な事務処理上は、だらだら提出されると、現場が大変な思いをするのは承知しておりますが、こういう表現は少し変えてあげた方がいいかなと思います。

菅沼教育長 そうですね。事務方がどうしても厳守してほしいなら、「期限厳守をお願いします」とするとかね。若しくは「いついつまでをお願いします」のどちらかですね。他

に何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第26号を挙手により採決いたします。ご指摘いただいたところを修正させていただいた上で、本案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報 告

(1) 令和4年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 令和4年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」について、事務局から報告をお願いします。

石井指導主事 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和4年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査(市町村立学校)」について 報告)

- ・調査をし、2月定例会若しくは3月定例会で報告する

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 令和5年度人事異動等に関する要望書について

菅沼教育長 次に、(2) 令和5年度人事異動等に関する要望書について、事務局から報告をお願いします。

小清水学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度人事異動等に関する要望書について 報告)

- ・8項目の要望事項

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) たこづくり教室及び新春たこあげ大会の実施について

菅沼教育長 次に、(3) たこづくり教室及び新春たこあげ大会の実施について、事務局から報告をお願いします。

西山社会教育課スポーツ振興係長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、たこづくり教室及び新春たこあげ大会の実施について 報告)

- ・たこづくり教室 「彦一たこ」
- ・新春たこあげ大会 手作りのたこで参加する

菅沼教育長 報告が終わりました。3年ぶりということですが、去年・一昨年は人数が少なくて中止にした経緯がありますよね。コロナではないんです。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) 子ども読書まつりについて

菅沼教育長 次に、(4) 子ども読書まつりについて、事務局から報告をお願いします。

川瀬図書館長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、子ども読書まつりについて 報告)

- ・子どもの本の古本市、ワークショップ「かみってすごい！」 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(5) 町立湯河原美術館もみじライトアップイベント実績報告について

菅沼教育長 次に、(5) 町立湯河原美術館もみじライトアップイベント実績報告について、事務局から報告をお願いします。

飛田美術館長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、町立湯河原美術館もみじライトアップイベント実績報告について 報告)

- ・12月2日～12月4日 来園者等実績

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 その他に入らせていただきます。何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 それでは、以上をもちまして、秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。